

第13回 青梅市公共交通協議会

平成26年度予算

1. 平成26年度予算（案）

2. 業務委託（案）

参考1. 平成26年度業務計画

参考2. 年間スケジュール

平成26年3月13日

1. 平成 26 年度予算(案)

平成 26 年度予算は、次のとおりとする。

○ 歳入

単位：円

款	項	目	金額	摘要
1 補助金	1 補助金	1 補助金	4,496,971	青梅市補助金
2 負担金	1 負担金	1 負担金	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	
4 諸収入	1 雑入	1 雑入	100	預金利子
計			4,497,071	

○ 歳出

単位：円

款	項	目	金額	摘要
1 運営費	1 会議費	1 会議費	606,042	委員報償費
	2 事務費	1 事務費	54,929	消耗品費、通信運搬費
2 事業費	1 事業費	1 事業費	3,836,000	コンサル委託料
3 予備費	1 予備費	1 予備費	100	
計			4,497,071	

(注) 歳出予算の流用および予備費の充用は、会長の決定によるものとする。

※ 予算(案)については、青梅市議会で青梅市における予算議案が議決された場合に有効とする。

<参考>

青梅市予算案（公共交通対策経費）のおもな内容

- 青梅市公共交通ガイドの作成 312 千円
- モビリティ・マネジメントの実施 956 千円
- バス折り返し場の土地借り上げ 389 千円
- 青梅市公共交通協議会への補助 4,497 千円
- バス路線の維持 130,592 千円

2. 業務委託(案)

平成 26 年度業務計画を進めるにあたり、事務補助のため、業務委託を実施する。

青梅市公共交通計画推進業務委託仕様書（案）

青梅市公共交通計画推進業務委託（以下「本業務」という。）の実施にあたっては、本仕様書の規定にもとづくものとする。

1 目的

今日、人口減少社会の到来や超高齢社会の本格化による社会経済状況に変化が見られ、公共交通の果たす役割はますます高まっている。一方で自動車社会の進展などから公共交通利用者の減少が進み、交通事業者の経営は大変厳しい状況におかれている。

このため、平成 23 年 8 月に青梅市の公共交通にかかわる関係者が広く参画し、青梅市公共交通協議会を組織した。協議会では、青梅市の現状や市民の意向を把握し、協議を重ね、平成 25 年 3 月に青梅市公共交通基本計画を取りまとめた。

本業務は、青梅市公共交通基本計画を推進するため、協議会の検討にあたり必要となる調査および対応策の検討、会議の運営等の支援を行うものである。

2 業務内容

(1) 青梅市公共交通ガイドの更新

バス路線図や利用方法を記載した「青梅市公共交通ガイド」の内容を更新する。また、印刷作成にとまない必要となる許認可等各種手続きについても代行する。

(2) 新たな交通に対する支援活用マニュアルの更新

多様な主体による新たな交通に対する支援策の理解と進行の円滑化を図る地域市民等向けのマニュアル「地域住民による地域公共交通改善の手引き（仮称）」を更新する。

(3) 地域公共交通の検討支援

公共交通基本計画の周知や地域住民の公共交通改善活動の促進を図る地域説明会かかる資料作成、地域組織の検討にかかる専門的助言など地域公共交通の検討に当たり必要な支援を行う。

(4) 協議会の運営支援

会議資料や議事録の作成、補助説明、打合せなど協議会運営に必要な支援を行う。

(5) その他協議会が運営にあたり必要と認める事項

3 技術者の配置

本業務にあたっては、次の条件を満たす技術者を配置しなければならない。

(1) 管理技術者

ア 技術士の建設部門（都市及び地方計画あるいは道路）もしくは総合技術監理部門（建設・都市及び地方計画あるいは道路）の資格を有すること。

イ 交通計画に関連する分野における業務経験が 15 年以上あること。

ウ 鉄軌道を除く陸上公共交通に関する計画の調査、検討等の業務経験が 1 件以上あること。

(2) 照査技術者

ア 交通計画に関連する分野における業務経験が10年以上あること。

イ 鉄軌道事業を除く陸上公共交通に関する計画の調査、検討等の業務経験が1件以上あること。

(3) 技術者の変更

配置した技術者の途中変更は認めない。ただし、協議会会長が、病休、退職等やむを得ない理由であると判断し、かつ交代する技術者が同等程度の技術者と認める場合は、この限りでない。

4 委託期間

契約の日から平成27年3月25日までとする。

5 届出書類

(1) 業務着手時

業務着手時に次の関係書類を提出し、承認を受けること。

ア 着手届、技術者届

イ 業務工程表

ウ その他青梅市の例により必要となる関係書類

(2) 業務完了時

業務完了時に次の関係書類を提出し、完了検査を受けること。

ア 完了届

イ 納品書

ウ 成果品

エ その他青梅市の例により必要となる関係書類

6 資料

協議会は、受託者の求めに応じ、収集提供できる資料を貸与する。受託者は、適切に管理するとともに、業務終了後、速やかに返却するものとする。

7 経費

本業務の実施にあたり、必要となる消耗品費、交通費等はすべて受託者の負担とする。

8 成果品

(1) 青梅市公共交通ガイド

バス路線図や利用方法を記載した「青梅市公共交通ガイド」の内容を更新し、加工することなく印刷できる電子データおよび協議会で直接修正できる電子データを納品する。記録媒体は3.5インチMOディスクあるいは協議会が認める媒体とし、格納ファイル形式はマイクロソフト社製 Word ファイル、同 Excel ファイルあるいは協議会が認めるファイル形式とする。

(2) 新たな交通に対する支援活用マニュアル

多様な主体による新たな交通に対する支援策の理解と進行の円滑化を図る地域市民向けのマニュアル「地域住民による地域公共交通改善の手引き（仮称）」を更新し、加工することなく印刷できる電子データおよび協議会で直接修正できる電子データを納品する。記録媒体は3.5インチMOディスクあるいは協議会が認める媒体とし、格納ファイル形式はマイクロソフト社製 Word ファイル、同 Excel ファイルあるいは協議会が認めるファイル形式とする。

(3) 地域公共交通の検討支援にかかる資料

公共交通基本計画の周知や地域住民の公共交通改善活動の促進を図る地域説明会にかかる資料

作成、地域組織の検討にかかる専門的助言など地域公共交通の検討に当たり必要とする資料を作成するとともに、作成過程で収集した図表等を電子データで納品する。記録媒体は 3.5 インチMOディスクあるいは協議会が認める媒体とし、格納ファイル形式はマイクロソフト社製 Word ファイル、同 Excel ファイルあるいは協議会が認めるファイル形式とする。

(4) 協議会にかかる資料

協議会で必要とする資料を作成するとともに、作成過程で収集した図表等を電子データで納品する。記録媒体は 3.5 インチMOディスクあるいは協議会が認める媒体とし、格納ファイル形式はマイクロソフト社製 Word ファイル、同 Excel ファイルあるいは協議会が認めるファイル形式とする。

9 公表および使用

受託者は協議会の許可なく、業務により作成した資料等を公表、貸与、複写することはできない。

10 秘密の保持

本業務を遂行するにあたり、知り得た事実等については、業務終了後もその秘密を保持しなければならない。

11 その他

本業務施行に際して生じた疑義や本仕様書に記載のない事項については、双方協議の上、誠意をもって解決するものとする。

(注意) 契約書については、青梅市標準契約書を準用したものを使用する。

○ 契約については、以下の理由から随意契約とし株式会社ライテック（平成 25 年度受託者）と契約締結を行いたい。

- ・ 青梅市公共交通基本計画に特に精通していること。
- ・ 青梅市公共交通協議会の運営状況について熟知していること。
- ・ 平成 26 年 4 月の公共交通にかかる運行時刻や平成 25 年度における協議会での指摘事項等を踏まえ「青梅市公共交通ガイド」を早急に更新しなければならないこと。
- ・ 新たな交通に対する支援活用マニュアル「地域住民による地域公共交通改善の手引き（仮称）」の利活用方法について十分に承知し早急に対応できること。
- ・ プロポーザル等により選定する場合、年間業務計画スケジュールでの実施が難しいこと。
- ・ 地域住民による公共交通改善活動の促進を図るため、専門的な視点を踏まえつつできるだけ早く進める必要があること。

参考1. 平成26年度業務計画

平成26年度青梅市公共交通協議会では、平成24年度にとりまとめた「青梅市公共交通基本計画」にもとづき、利用促進や市民意識の改革、公共交通空白地域の改善などに取り組んでいく。

このため、下記について検討を実施する。

(1) バス利用促進や市民意識の改革

○青梅市公共交通ガイド

平成25年度に作成した青梅市公共交通ガイドについて、協議会での指摘やこれまでに市民からいただいた意見を踏まえて改訂版を作成する。

→改訂版については、来年度も自治会加入世帯や公共施設等での配布を実施

→転入者に対するモビリティ・マネジメントについても引き続き実施

○居住者モビリティ・マネジメントへの取り組み

住民とともに公共交通の利用促進や今後のあり方について考えていくきっかけづくりとして、まずは成木地区において居住者モビリティ・マネジメントに取り組む。

・市内では梅76甲・乙(上成木行)が最も平均乗車密度が低く改善が必要

(平均乗車密度:梅76甲・乙2.1人、梅74甲・乙5.6人/H24.3調査)

・成木地区は、梅76甲・乙または梅74甲・乙(午前中はトンネル回り、午後は小曾木回りが主体で成木地区から見ると遠回り)のみで、他の地区に比べサービスレベルが低い

・来年度より更に減便となり、一層サービスレベルが低下するおそれがある

(2) 公共交通空白地域の改善

バス等の導入が可能な地区においては、路線変更や新規路線の開設について協議を進める。

先進事例などを踏まえ、新たな交通に対する支援策を協議し、地域住民に対する周知方法や、地域における協議体の組織化、支援策などについて検討する。

(3) 路線バスの公共負担抑制や効果的な活用

路線バスの新たな公的支援制度について討議する。

(4) 利用状況や路線形態からみた既存路線の見直し

交通事業者からの情報を得て、既存バス路線の利用状況を把握し、路線の見直しについて検討する。

(5) その他協議会が必要と認める事項

その他協議会が必要と認める事項について協議を行う。

参考2. 年間スケジュール

業務計画を遂行するため、次の年間スケジュールを予定する。

回数	開催予定	協議事項
第 14 回	平成 26 年 5 月	決算報告、基本計画推進状況、公共交通ガイド、居住者モビリティ・マネジメント など
第 15 回	平成 26 年 10 月	基本計画推進状況、新たな交通に対する支援 など
第 16 回	平成 27 年 2 月	基本計画推進状況、次年度業務計画 など

※ 本書面での協議を正式なものと位置付けたため、次年度以降の回数を 1 つずつ加えた。